

發利用に關聯し、特殊の關心と要求とを有するは固より其の所たり。然れども、帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては、敢て之を排除せざるのみならず、進んで是等諸邦と協力し、俱に國際修交の福利を享受せんとするものにして、帝國が其の作戰繼續中の異常事態にも拘らず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實に此に存す。更生新支那亦其の方途を一にすべきは帝國政府の確信する所なり。

茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に一轉機を劃せん。帝國は殘存各共抗日勢力にして迷夢猶醒めざる限り、之に對し斷じて矛を戢むることなきは勿論、今後生ずることあるべき一切の障礙に對し、確固たる決意と不斷の用意とを以て、之を克服突破し依て以て聖戰目的の完遂を期するものなり。

外甲 五五
 五五六
 五五七
 五五八
 五五九
 五六十
 五六一
 五六二
 五六三
 五六四
 五六五
 五六六
 五六七
 五六八
 五六九
 五七〇
 五七一
 五七二
 五七三
 五七四
 五七五
 五七六
 五七七
 五七八
 五七九
 五八〇
 五八一
 五八二
 五八三
 五八四
 五八五
 五八六
 五八七
 五八八
 五八九
 五九〇
 五九一
 五九二
 五九三
 五九四
 五九五
 五九六
 五九七
 五九八
 五九九
 六〇〇

内閣總理大臣 五

内閣書記官

外務大臣 五	陸軍大臣 五	海軍大臣 五	文部大臣 五	逓信大臣 五	厚生大臣 五
内務大臣 五	司法大臣 五	農林大臣 五	鐵道大臣 五	拓務大臣 五	
大藏大臣 五					

別紙内閣總理大臣並外務内務陸軍三大臣
 請議滿洲國建國神廟創建ニ関スル

機密

依機密第四八三號

昭和十五年六月二十八日

内閣總理大臣 米内光



外務大臣 有田八郎



内務大臣 伯爾野秀雄



件

右閣議ニ供ス

指令案

滿洲國建國神廟創建ニ関スル件請議ノ通

六月二十九日指

陸軍大臣畑

俊

内閣總理大臣 米内光政 殿

滿洲國建國神廟創建ニ關シ閣議稟請ノ件

本件ニ關シ別紙案ノ通御^{閣議}決定相成様致度此段及請議候也



外務省

案

別紙滿洲國駐節梅津大使來信寫ノ通滿洲國皇帝陛下ニハ建國神廟ヲ創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲國建國ノ本義ニ鑑ミ天照大神ヲ建國ノ元神ト崇メ奉祀セラレ又其ノ攝廟トシテ建國忠靈廟ヲ創建セラルル思召ナル趣ヲ以テ滿洲國政府ニ於テハ籌備上諸般ノ事項ニ關シ特ニ我方ノ配慮ヲ求メ來レル處本件ハ事極メテ重大ニシテ之ヲ籌備ノ如何等ハ帝國ニ影響スル所尠カラサルモノアリト認メラルルニ付關係各省ニ於テ十分研究ノ上萬遺憾ナキ様措置スルコトト致度シ

昭和十五年六月二十一日

在滿

特命全權大使 梅 津 美治郎

外務大臣 有 田 八 郎 殿

建國神廟御創建ニ關スル件

本件ニ關シ、六月二十一日附張國務總理發本使宛公文寫及總務廳作成
本件要綱別添送付ス委細右ニ依リ御了知ノ上可然御取計相成度此段
申進ス

外文祕第一八七號

康德七年六月二十一日

滿洲帝國

國務總理大臣

張

景

惠印

滿洲帝國駐節

大日本帝國特命全權大使

梅

津

美治郎

閣下

以書翰啓上致候陳者

皇帝陛下ニオカセラレテハ今次皇紀二千六百年御慶祝ノ爲御訪日遊
ハサルルヲ機トシ國體ヲ明徴シ特ニ其ノ根基トシテ日滿不可分關係
ヲ闡明シ以テ國家政教ノ源泉ヲ確立シ國家意識ノ向上ヲ圖ル爲建國
神廟ヲ創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲建國ノ本義ニ鑑ミ 天照大神

ヲ建國ノ元神ト崇メ奉祀セラレ又建國神廟ノ攝廟ニ建國ノ聖業ニ殉
シタル者ノ靈位ヲ祀ルノ御意ヲ拜シ候ヲ以テ茲ニ本大臣ハ右思召ヲ
閣下ニ傳達致候

尙政府ニ於テハ右建國神廟及其ノ攝廟御創建ノ思召ヲ奉シ概ネ別記
要領ニ依リ之カ簿備ニ萬遺漏無キヲ期シ等候モ事極メテ重大ナル爲
尊備上諸般ノ事項ニ關シテハ特ニ御高配ヲ得度及御依頼候
右申進旁本大臣ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬
具

記

要領

- (一) 建國神廟ニハ建國ノ元神ト崇メ奉リテ
天照大神ヲ奉祀シ差當リ帝宮内ニ奉安ス
將來新京附近ニ適當ナル土地ヲ相シテ奉遷ス
- (二) 建國神廟ノ攝廟ハ建國忠靈廟ト稱ス
建國忠靈廟ニハ建國ノ聖業ニ殉シタル者ノ靈位ヲ奉祀シ新京南
嶺ニ於ケル廟屋ニ奉安ス
- (三) 建國神廟祭祀令及建國忠靈廟祭祀令ヲ制定ス
- (四) 建國神廟及其ノ攝廟タル建國忠靈廟ニ關スル事項ヲ管掌スル爲
官制ヲ以テ祭祀府ヲ設置ス

祭祀府ハ皇帝ニ直屬ス但シ事務的便宜上、人事、豫算及營繕等ニ關シテハ國務院（總務廳）ト一部聯關ヲ有セシムルモノトス祭祀ハ國務ノ外ニ獨立シ祭祀府總裁勅旨ヲ承ケテ之ヲ行フ即チ總裁ハ常置承祭官タリ

祭祀府ハ將來地方ニ建國忠靈廟ノ分廟設置ノ場合其ノ管轄ヲモ豫想ス

(五) 建國神廟鎮座祭式典ハ康德七年七月十五日

皇帝陛下御親祭ニ依リ執リ行ハセラレ

建國忠靈廟鎮座祭式典ハ康德七年九月十九日舉行セラレ

皇帝陛下御親拜遊ハサルル御豫定ナリ

備考

外務省

建國神廟ノ祭祀ハ 天照大神ヲ滿洲建國ノ元神ト崇メ奉祀スル
モノナレハ滿洲帝國ノ祭祀ニシテ日本帝國ノ神社行政ノ範圍ニ
屬セサルモノトス同様ノ趣旨ニヨリ其ノ攝廟タル建國忠靈廟ニ
於ケル殉國ノ靈位ノ奉祀ハ日本側ノ神社行政及忠靈顯彰事業ト
ハ別個ノモノトス

以
上

滿洲國皇帝陛下カ天照大神ヲ元神トスル神廟ヲ帝宮内ニ建立セント
ノ思旨アル趣ニ付キテハ昭和十四年秋宮内省大金總務課長ヨリ聞知シ
タリ。此ノ頃ヨリ陸軍省ト宮内省トノ間ニハ相當細部ニ亘リテノ協議
アリタルモノノ如シ。大金總務課長ヨリ聞キ及ブ所ニ依レバ滿洲國側
ニ於テハ當初大皇帝陛下ヨリ右神廟ノ御身體トシテ御鏡ヲ授ケ給ハシコ
トヲ希望セシカ、右ハ天孫降臨ノ聖蹟ト似通ヒ到底受諾シ難キ旨ヲ宮
内省ヨリ答ヘタル所、次ニ皇大神宮ノ御分靈ヲ敷キ度キ旨ヲ申出テ之
亦疑義アルヲ以テ交渉セシ結局滿洲國皇帝御持參ノ鏡ニ對シ神宮神部
署所管ノ修葺ヲ行フコトニ落チツキタルモノナリ。
右ノ緯緯ハ全然内閣ニハ公式ニ傳ヘラレタルモノナク纔ニ宮内省ヨリ
御へ聞クニ止マリシカ昭和十四年九月同部内閣當時陸軍大臣ヨリ閣
議ニ報告シタル結果ノ原稿ヲ入手シ、之ニ依リテ當時閣議ニ報告シタ

内閣
閣議

ル事ヲ想像スルコトヲ得タリ。
昭和十五年五月、洲宮内府、長鹿兒島虎雄氏來訪、内閣書記官長ニ面
會口頭ヲ以テ本件ノ大體ヲ述ベタリ。又同シ頃、總務長官星野直樹氏
亦總理大臣ヲ訪問シタル際、此ノ事ヲ述ベ、米内總理大臣ハ「本件ハ唯
承リ置クト云フコトニ止、マム」ト述ベタル由、稲田書記官ハ後日米内
總理大臣ヨリ聞キタリ。吾内省備ニ於テハ、事ノ重大性ヨリ、本件ハ政
府ニ於テ奏上ノ手續ヲ取ラレ度シト度々要請シ來リタルモ、米内總理
大臣ハ、公文ヲ以テ申越ササルモノヲ奏上スルコトハ早計ナリトテ之
ヲ谷ルルニ到ラス。昭和十五年六月二十一日附テ以テ外務大臣ニ死テ
タル特命全權大使ノ公文切メテ到着シタルニ依リ、米内總理大臣ハ初
メテ事ノ概要ヲ奏上シタリ。又内閣書記官ハ別紙ノ如キ案ヲ作り、書記
官長、總理大臣ノ許ヲ得テ之ヲ外務省ニ示シタル所、外務省ニ於テハ内閣
書記官ノ總旨ニ賛成シ直ニ關係省ト協議ノ上、閣議案ヲ具シ六月二十九
日之ヲ正式ニ提出シ來リ。此ノ閣議案ハ、概テ内閣書記官側ニテ作成

セルモノ同様ニテ唯「極ノテ重大」トムフ文句ヲスレ「制度ノ運用如
何ハ云云」ヲ削リタルニ過キス其ノ趣旨ニ於テ異ルコト無キ旨陸軍省
軍務課水井中佐ニ言明シタリ。

本件ハ六月二十九日閣議決定トナリ即日外務省ニ宛指令ヲ發シタリ。

内閣書記官兼

別紙滿洲駐劄梅津大使來簡ノ通 滿洲國皇帝陛下ニハ建國神廟ヲ創
建セラレ又其ノ擁護トシテ建國忠靈廟ヲ創建セララルル思召ノ奉ニテ滿
洲國政府ニ於テハ籌備上諸般ノ事項ニ關シ特ニ我方ノ配慮ヲ求メ來レ
ル趣ナル應其ノ籌備ノミナラス其ノ制度ノ運用ノ如何ハ帝國ニ影響ス
ル所尠カラザルモノト認メラルルニ付テハ關係各省ニ於テ十分研究ノ
上萬電報ナキ様措置スルコトト致度
右開議ヲ請フ

内閣府記録 昭和十五年六月二十五日米内内閣總理大臣内奏

昭和十五年六月二十五日米内内閣總理大臣内奏

本日、滿洲國皇帝陛下、帝宮内ニ建國神廟ヲ建立セラルルコトニ關シ
マシテ御内奏申上ゲマス。
本件ハ未ダ正式ノ公文書ヲ受理シテ居リマセンノテ唯政府トシテ承知
シテ居リマス經過ニ付テ申上ゲマス。
滿洲國皇帝陛下ニハ際テヨリ帝宮内ニ建國神廟ヲ建立シ天照大神ヲ鎮
祭セラレントノ思召アリ、今回御訪日ノ際、伊勢神宮ニ御參拜ノ節、
御使ヲ以テ皇大神宮神樂殿（神宮神部署所管）ニ於テ御神樂ヲ奉奏、
建國神廟創建ノ由ヲ奉告セラレ、其ノ際御靈代御料タル鏡ヲ納メタル
御包ニ付修版ヲ受ケサセラルル由デアリマス。右御靈代御料タル鏡ハ
御携帶御歸滿ノ後帝宮内ニ建立ノ神版ニ奉安、皇帝親祭ノ形式ニ依リ
祭儀ヲ執行セラレ、此ニ始メテ建國神廟ノ御靈代トシテ鎮座セラルル
コトト承リマス。

何レ梅津大吏ヨリ外務省宛ニ正式ノ公文書ガ診ルコトト豫期シテ居リ
マス。其ノ上テ外務省ヨリ其ノ書類ヲ所管ノ省ニ移シタ上テ正式ニ研
究スルコトト考ヘマス。然ル上ハ何レ閣議ニ於テ審議ノ上如何ニ之ヲ
取り扱フベキカト云フコトヲ決定スベキ性質ノモノト存ジマス。唯ホ
ンノ思ヒ付キデゴサイマスルガ取扱ニ關シマシテハ我々普通臣下ノ者
ガ伊勢大廟カラオ札ヲ奉戴イタシマシテ之ヲ各々ノ家ノ神棚ニ奉安シ
朝夕之ヲ拜ムトイフヤウナ性質ノモノデハナイカト存ジマス。前々ニ
モ申上ゲマシタ通り正式ニ文書ヲ見タ上テ研究イタシマスルガ唯今ノ
トコロテハ 陛下御黙認ト云フ形ニナリハセヌカト考ヘテ居リマス。

本件ニ関スル研究概論

一、本件ハ政府側ヨリ奉スルヲ要スルヤ

二、外國ノ帝宮内ニ皇大神宮ヲ奉祀スルコトハ帝國トシテ之ヲ認メテ可ナリヤ

三、外國ニ神社制度類似ノモノカ出来ルコトハ帝國トシテモ重大ナル關心ヲ有セザルベカラハ、將來ヲ誤ラシメザル様適當ノ措置ヲ執ル要ナキヤ

四、右適當ノ措置ハ具體的ニ如何ニ考慮スヘキカ

吉田厚生大臣意見

一、建國精神ハ自分モ主張シタルモノナリ。一、兩洲建國ト建國ノ精神ニ然シテナカラシ神聖ニ付テハ至ラ相談ヲ受ケス。

二、人對皇ヲ敬慕ヲ靴ルコトハ已ニモトヘ戻セヌテフバ如何ニシテ之ヲマチカハハニ進メテユクカチヨク名ヘル要アルベシ。

三、兩洲建國市御脚請後發セシル詔書等ニ出ル文句ヲヨホド考ヘル要

アルヘシ。

一、菅宮内ニ祀ラルルニ且メ、一般瀛人ニ参拜セシムル神社類似ノモノトハセヌ方ヨカルヘシ。

牛沼男爵ノ意見

一、伊勢神宮ハ自然ニ出来タモノナリ。歴史ニ之ヲ稽フルニ、最初ハ宮中ニ祀ラレ回殿回床ナリシヲ崇神天皇ノ御代、神勅ニ依リ倭媛之ヲ奉シテ諸所ヲ移リテ祀ラレ遂ニ伊勢ヲ神鎮マモラル地ト定メラル。外宮モ亦難略天皇ノ御代ニ神勅ニ依ソテ祭ラレタモノナリ。外宮先祭ノ語トハフ神語ニ依リ外宮ヲ先ニ祀ラル。伊勢神宮ノ如キハマコトニ自然ニテ人爲ニアラス。皇大神宮ノ神勅ナキ限り如何ナル所ニモ祀レサルセノト解ス。

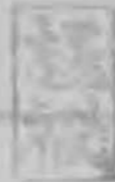
一、皇大神宮ト天皇トハ一體ノモノトムマコトコロニ日本ノ關係ノ根本ハ任スルナリ。之ヲ根本ニシテ考ヘサルベカラス。

以上二點ヲ十分考ヘタル上、己ニモトニモドセヌコノナラバ、將來問
題ヲ起サヌ依ニ考フル要アルベシ。之ガ爲ニハ今泉氏ノ如キ其ノ方ノ
専門家ノ意見ヲキクヲ可ト思フ。

小磯伯幹大臣意見

滿洲民族、日本民族ト同根同種ニシテ日本民族ハ自分ノ研究シタル所ニ依レバ南ヨリ北ニマハリ朝鮮ヨリ北鮮ニ入りタルモノナリ。素戔男尊カ朝鮮ヨリ日本ニ入ラレタルコトハ朝鮮ニ於ケル遺跡ニ明ナリ。而シテ、エスキモ、アイヌ、苗族、イントネシア等ノ諸民族カ先住民族ニシテ之ヲ退ヒ押ヒ父ハ同化セシメテ日本本土ニ及ビタルモノナリ。而モ瓊々杵尊降臨ヨリ神武天皇即位迄ニハ一七九二四七〇年ヲ經タリト思ハル。斯ノ如キ悠久ノ昔ノ神ニシテ而モ滿洲族カ日本ト同根同種ナルコトヲ思ヘバ滿洲族ガ大照皇大神宮ヲ祀ルコトハ結構ナコトト思ハル。神祇制度モ日本指張ニテ不可ナラス、現在ノ日本ノ神祇制度モ又斯ク取入レタルコト多分ナルヲ以テナリ。但シ神祇ノ文字ハ不可ナリ。宜ク神祇トスベシ。

滿洲民族ニタル今泉定助氏亦小磯氏ノ意見ニ全然同意ンタリ。



滿洲建國神威（假稱）ノ創建及其祭神
ニ關スル準備ノ件説明（案）

昭和十四年九月
内務省
大臣官房
庶務課
長官
署名
説明セル厚礼

滿洲國 皇帝陛下ニハ皇紀二千六百年ニ當リ御慶祝ノ爲御來訪遊ハサ
ルルニ際シ特ニ滿洲建國神威ヲ創建シ具ノ祭神トシテ天照大神ヲ奉
祀セララルルノ御忠召アルヤニ付テハ左記ノ如キ趣旨ト拜祭シテ我國ト
シテモ豫メ諸準備ヲ取進ムルコト必要ト存ジマス

左記

一、建國神威ノ御創建アルヤノ御忠召ハ建國ノ宗神ヲ奉祀セラレ永ク國
家祭祀、國民祭祀ノ中心タラシメ之ヲ以テ國家政教ノ源泉ヲ確立シ
國民ノ國家意識ヲ鞏化セラレントスルノ御趣旨ト拜祭シマスガ右ハ
國家統治ノ爲絕對必然ノ要件テアリ殊ニ民族複合ノ滿洲國ニ於テ切
實ナル要求ニ基ク學柄ト考ヘラルル次第デアリマス

二、建國ノ宗神トシテ天照大神ヲ奉祀セララルルヤノ御忠召ハ豫メ 皇帝

陛下ニハ滿洲建國ノ基礎ハ天照大神ノ神意ニ存ストノ御信念ニオハ
シマスト承ツテ居リマシテ右ノ御忠召ハ全ク此ノ誠ヨリ出ツルモノ
ト拜察致シマスコレハ滿洲トシテハ一徳一心ノ具現デアリ日本トシ
テハ八紘一字ノ發展デアリマシテ滿洲建國ノ根基タル日滿一體不可
分關係ガ幽明セラレ具ノ不勳ノ根基ヲ永遠ニ確立スル所以ト信スル
次第デアリマス

三、本年御來訪ノ際ニ此ノ事ヲ取進ノラルルヤノ御忠召ト承リマスガ誠
ニ適當ナル機會カト拜察致シマス即チ今ヤ世紀ヲ劃スル重大ナル時
運ニ際シ滿洲トシテハ國內治安略々定マリ愈々國勢ノ發展ヲ圖ル
ヘキ時期ニ到達シ日本トシテハ滿洲國ノ健全ナル發展ヲ益々支養ス
ベキ秋デアリマス殊ニ光輝アル二千六百年ニ當リ御慶祝ノ爲 皇帝
陛下ノ御來訪ノ機會ハ建國ノ本義ヲ明徴ニシ又我輩國ノ理想ヲ仰グ
ニ最も相應シイ時期ト考ヘマス

四、皇帝陛下ノ御忠召トシテ漏レ承ハリマシタ事項ヲ以上ノ如ク拜察致

シテ居リマスガ我皇室ノ御意アリテ愈々實現ヲ仰グコトガ出來マス
ナラバ誠ニ有難イ次第デアリマシテ此際ノ措置ニ萬遺憾ナキヲ期シ
度イト存ジマス即チ御神體ノ具體的問題、神殿ノ御造營及祭祀ノ方
法等萬般ノ事項ニ關シ滿洲當局ト緊密ナル連繫ノ下ニ政府トシテハ
内務省ヲ中心トシ宮内省ニ協力シテ慎重ナル研究ヲ遂ゲ諸準備ヲ完
整スル採取計ハレル様御願致シ度ト存スル次第デアリマス

滿洲國建國神廟創建ニ關スル件

一、滿洲國ニ於テハ其ノ建國ノ本義ニ鑑ミ、國體ヲ明徴シ、特ニ其ノ根
基トシテ日滿一體不可分關係ヲ闡明シ、以テ國家政教ノ源泉ヲ確立
シ、國民ノ國家意識ヲ鞏化スル爲、茲ニ建國ノ宗神トシテ
天照大神ヲ奉祀スル建國神廟ヲ創建シ、以テ永ク國家祭祀、國民崇
敬ノ中心タラシメントス

二、滿洲國ニ於テハ夙ニ建國神廟創建ノ企アリタル處、建國草々ニシテ
未タ其ノ實現ヲ見ルニ至ラザリキ、然ルニ今ヤ建國八年ヲ閱シ、國
内治安略定マリ、民生ノ復興、民心ノ安定漸ク顯著トナレルニ應ジ
テ、神廟創建ノ機運漸ク熟セリト認ムベキモノアリ
而モ滿洲國ハ明年建國十週年ヲ迎ヘテ、益々國體ヲ明徴シ、國基ヲ
確立シテ更ニ一般ノ國勢發展ヲ圖ルベキ時期ニ到達シ居リ、日本帝
國亦今年皇紀二千六百年ヲ迎ヘ且支那事變ノ處理ニ關聯シテ不動ノ
大陸政策ヲ確立シ、特ニ其ノ根基トシテ日滿一體不可分關係ヲ鞏化

シ、滿洲國ノ健全ナル發達ヲ益々支援スベキ秋ニ當レリ、建國神廟
創建ノ好機ト謂フベシ

而テ滿洲國 皇帝陛下ニオカセラレテハ、建國ノ基礎全ク

天照大神ノ神意ニ存ストノ信念ニオハシマシ、予テ國家祭祀ノ中心
トシテ 天照大神ヲ奉祀スルノ御意圖アラセラレタル處、偶々今年
皇紀二千六百年慶祝ノ爲御訪日遊ハサルルニ付テハ、此ノ機會ニ日
滿一體不可分關係ノ不動ノ根基ヲ明徴スル爲、建國神廟ヲ創建シ、
其ノ祭神トシテ 天照大神ヲ奉祀シ、其ノ神靈ヲ 天皇陛下ヨリ拜
受シタキ御思召ナリ、實ニ建國神廟創建ノ時期及方法トシテ適切ナ
リト思料セラル

三、建國神廟ハ本廟ト外廟トニ分チ、本廟ニハ建國ノ宗神トシテ

天照大神ヲ奉祀シ、外廟ニハ建國ノ聖業ニ殉ジ又ハ特ニ功勞アリタ
ル者ノ靈位ヲ奉祀ス

本廟ハ差當リ帝宮内ニ奉安スルモ、將來新京附近ニ適當ナル土地ヲ

相シテ之ニ奉遷シ、外廟ハ新京市内ニ現ニ略々竣工セル廟屋ニ之ヲ
奉安スル豫定ナリ

四本廟ノ祭祀ハ天照大神ヲ滿洲建國ノ宗神トシテ奉祀スルモノナレ
ス
バ滿洲國ノ祭祀ニシテ日本帝國ノ神社行政ノ範圍ニ屬セサルモノト

昭和十五年五月十日飯沼神社局長ヨリ奉_レ致_ス

一、滿洲國ニ於テ帝宮内ニ建國神廟ヲ建立シ天照大神ヲ鎮祭
セラレントスル議アリ

右ニツキ先般來滿洲國政府并滿洲國大使館等ヨリ非公
式ニ當神社局ニ對シ其、鎮祭ニ關スル形式方法并ニ社殿
ノ造營設計等ニツキ助力方依頼アリタルニツキ數回ニ互
リ滿洲國并ニ陸軍省外務省對滿事務局關係官吏等ト
協議シ重ネタル結果滿洲國政府ニ於テ其、實施計畫案ヲ立
ツルコトトナレリ

右計畫、中、御靈代、御料ニ關スル要項ハ次、如ク承知シ居レリ
一、御靈代、御料ハ御鏡トシ滿洲國政府ヨリ注文シ目下京都ニ
於テ調製中、滿洲國皇帝御訪日迄ニ同國政府ニ納入ノコト
トナリ居レリ

一、御靈代、御料タル御鏡ハ御筥ニ納メ東京御泊所ヨリ滿洲國
皇帝陛下之ヲ御携帶御歸^清上直ニ帝宮内ニ建立ノ神殿
(將來本建築アル迄、假神殿)ニ奉^皇安親祭ノ形式ニヨリ祭儀
ヲ執行セラレ此ニ始メテ建國神廟、御靈代トシテ鎮座セラ
ルルコトト承ハル

一、滿洲國皇帝陛下御歸滿途次神宮ニ參拜ノ節御使ヲ以テ
皇大神宮神樂殿(神宮神部署所管)ニ於テ御神樂ヲ奉奏
シ建國神廟創建由ヲ奉告セラル其際御靈代御料ヲ
納メタル御筥ヲ携帶セラルルニ付同神樂殿ニ於テ別紙滿洲
國皇帝陛下御神樂奉奏次第ニヨリ之ガ修祓ヲ行フコト
トナリ居レリ

次第書中ニ御筥トアルハ即チコ、御靈代御料ヲ申上ゲル
ナリ

滿洲國皇帝陛下御神樂奉奏次第 (内宮神樂殿)

先諸員着座

次御使着座

次修祓

- 一、先是手水ノ儀アリ
- 一、神饌並御使ヲ祓清ム
- 一、御使御筥ヲ殿内御床ノ案上ニ安シ覆ヲ取り着座
- 一、御筥ヲ外殿ノ案上ニ安ス
- 一、御筥ヲ祓清ム
- 一、御筥ヲ内殿ノ案上ニ安ス
- 次神饌ヲ供ス 此間奏樂
- 次祝詞ヲ奏ス
- 次神樂ヲ奏ス
- 一、倭舞

(折上リ國定規倍 B5 判)

一人長舞

次御使拜禮

次神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次御使退下

一御筥ヲ殿内御床ノ案上ニ安ス

一御使御筥ニ覆ヲ附シ奉持シテ退下

次諸員退下

御使時程

午後〇、三五

山田驛御發

四五

宇治橋御着

五五

内宮神樂殿御着

貴賓室御小憩

一、二〇

手水

二三

神樂殿御參入

四二

陛下神樂殿御門前ニテ御拜

二、〇〇

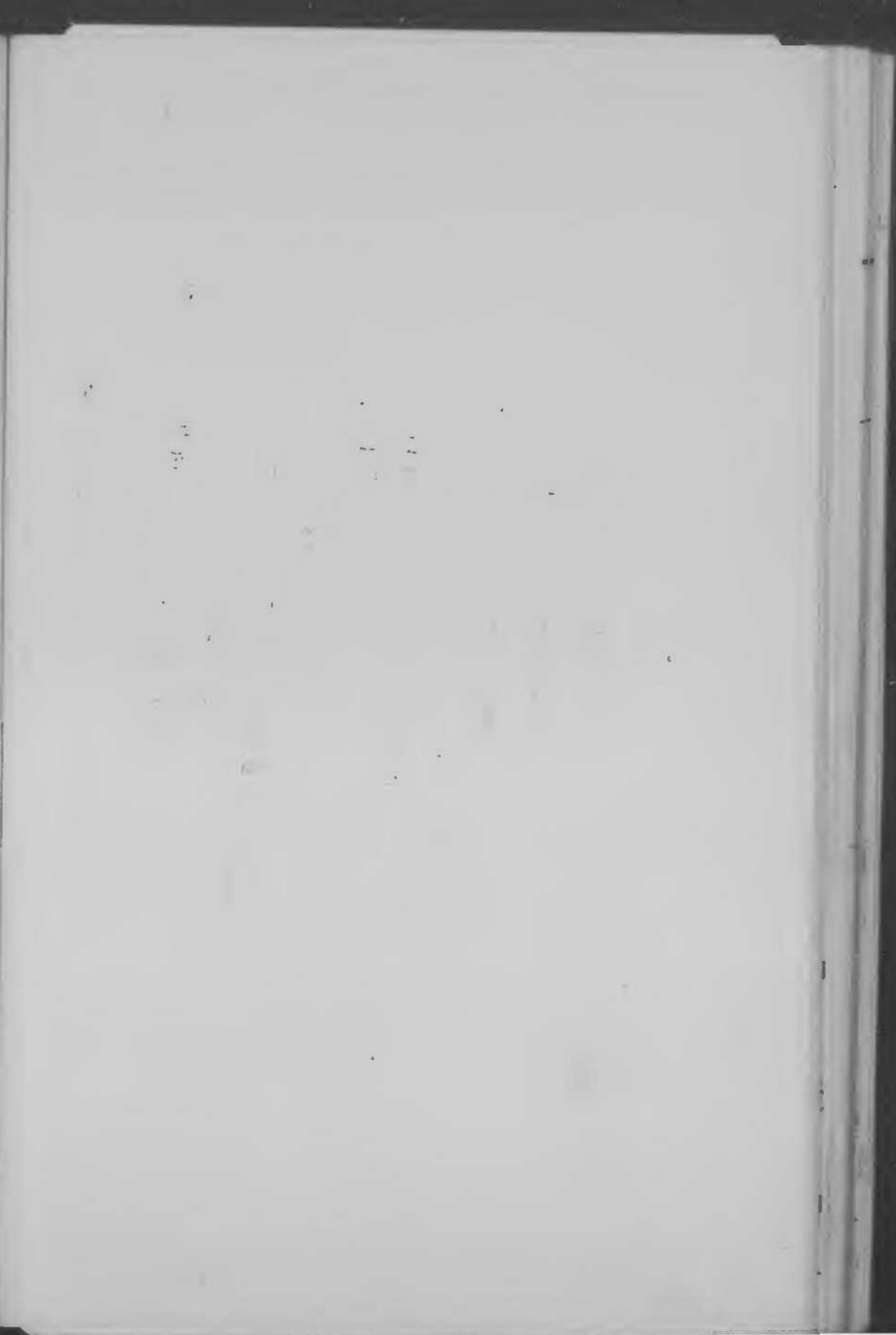
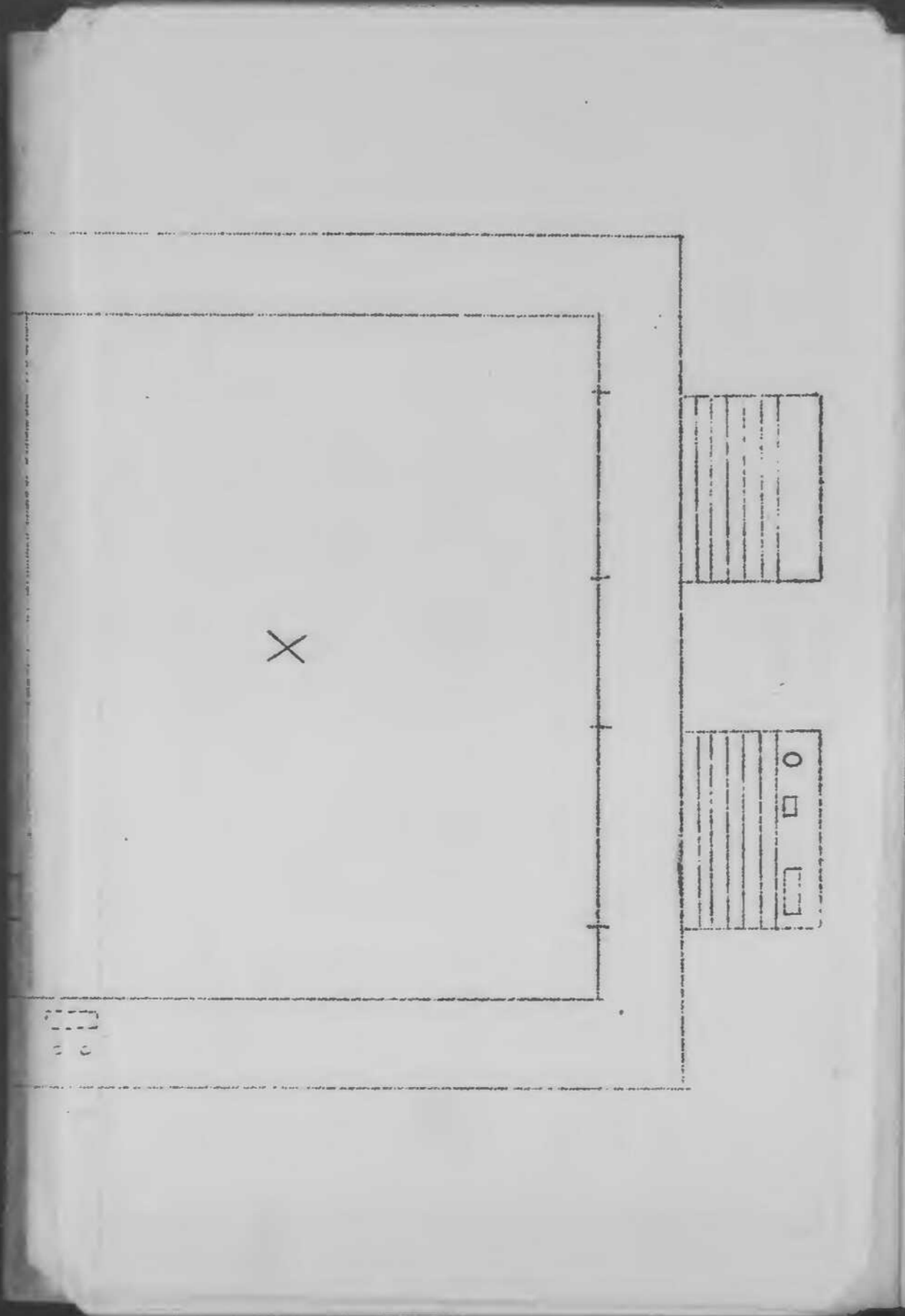
神樂殿御退出

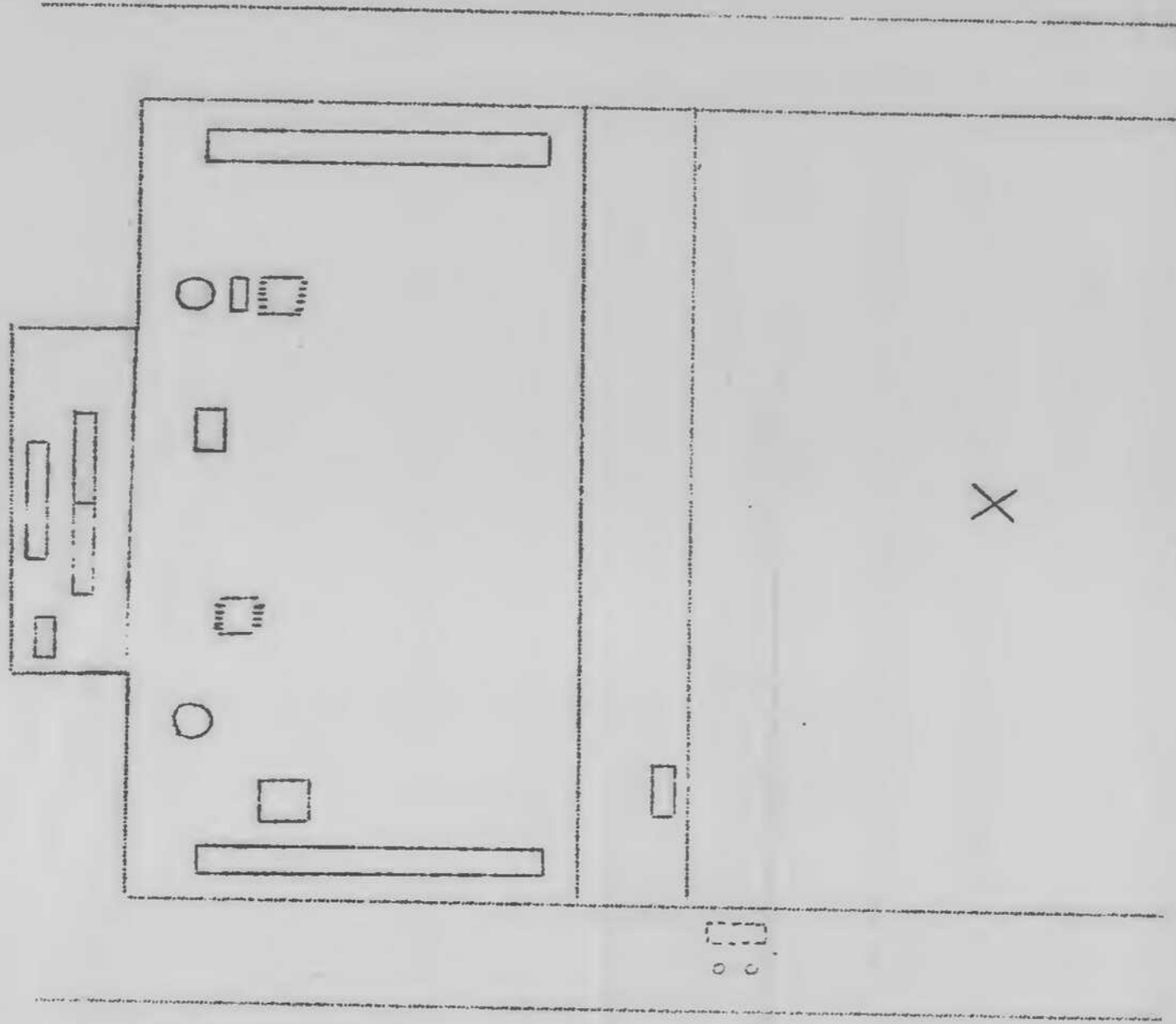
一〇〇

宇治橋御發

二〇〇

山田驛御着





12) 床共殿

(小磯松相自筆)

建國神殿

西字「高」土角「又」研「也」ヲ「也」又

沖ノ 覆天玉

高天原

高天原

エスキエ

アノ

イニ

1793470

滿州國ニ於テハ其建國ノ主義ニ鑑ミ、建國宗神トシテ

天照大神ヲ奉祀スレ、神廟ヲ創建シ、以テ永ク國家泰

然トシ、國民崇敬ノ由メ、マコトニシテ議アリ

古ハ今、滿州國皇帝陛下ガ、滿州國ノ建國ハ、天照

天皇陛下ノ御威光ニ奉テ、マコトニシテ、詔ヲ下シ、ト共、

天照大神ノ御威光ニ奉テ、マコトニシテ、御神徳ヲ奉テ、感奉ルベシ

ト思存、茲同、ト、録奉ル

日 務 旨



附 録 紙

市... 府... 州... 國... 政府... 長... 官... 官... 官...
 一、... 式... 二、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 三、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 四、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 五、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 六、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 七、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 八、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 九、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...
 十、... 官... 官... 官... 官... 官... 官... 官...

一、祭神ノ建國元神ト稱シ奉リ其社殿ヲ建國神廟ト稱ス
 一、神廟ハ帝宮内ニ建シ其様式ハ七體
 日本神社建築様式ニ據ル
 一、神廟ノ祭法ハ皇帝リ國氏ヲ奉リ親祭セラルルヲ
 下祭トス 祭法ノ方法形式ハ七體 日本神社祭法
 方法形式ニ據ル
 一、鎮祭 祀事ハ 皇帝陛下ガ東京御泊所ヨリ 御靈代
 所行シテ御鏡一京師ニ奉リ 滿州國政府ユレテ奉祀スルヲ
 奉時携帶スルヲ 御歸國ニ 帝宮内ニ建立ノ神社
 奉祀 皇帝親臨御饗座ノ式ヲ舉行セラル
 古ハ七月十五日ト祭定ムト稱スル

一南洲天皇陛下ハ、神宮西参拜ノ際、時ニ走リ退堂
ニテ、神宮神樂殿ニ在リ建國神廟創建ノ由ヲ奉告
ニ奉答ニ奉行ニシテ、各ナリ

日本書紀卷之六
詔目入立ノ五十九號、天照天皇 御ノ天皇

廿五年……三月丁未朔庚申、天照大神ニ書置租入姫命ニ

ニ龍やまとひめのみこと、倭姫命やまとひめのみことニ書置租入姫命

大神を鎮座させむ處を求め、廿免田の竹條幡に詔する

更に還りて近江國に入り、東の山を美濃國を過りて

伊勢國に到りに至る。時に天照大神倭姫命に

誨へて曰く、是れ神風の伊勢國は、則ち

とによ ほみ 常世の浪の重浪歸する國なり、傍國 かたくに
うましく の可憐國なり。是の國に居らむと欲ふ
か 故に尤神の教のまにまに、其の祠を伊勢國に立いほひ
 たまふ。因りて飛瀬宮を五十鈴の川上に築つ。是 た
いそのみや を磯宮と謂ふ。則ち天照尤神の始めより
 降りありと處なり。

内閣

日本書紀卷第九

高皇產靈尊

則ち武内宿禰に命じて撫琴マツリしめ、中臣烏賊津ウサヅ便主

との名なをなすす神かみ者ものとなりし。因よりて牛ウシ繪エ高タカ繪エを以て

琴マツリ頭カミ尾ビに置て之請ヨがまとして曰く、先マの日に天皇ミコは

教シへたまひしは護マ水ミの神也なり。願ネはこは其の名を知りん

とまつつふと欲ホふ。七ナナ日ヒ七ナナ夜ヨに奉りて乃すなはち名を知るべし

神カミ風カゼの浮勢ウセ國クニの百傳ヒトふ之度タビ逢アひ出ず神の所鈴スズの五十イハ鈴スズ

の宮に居る神名ナは日揮ヒ賀カ木キ嚴シ之御魂ミ天アマ疎ス何ナニ津ツ倍ヒ命ノミコト

内閣

(中 男)

時に皇后の船海中に廻りて以て進む事能はるか

更にむニオナト務ム古水門コミヅカドに還カエりリすスとト占ウラナへレたまマふ。是コトに天照アマテラス

大神オホカミ誨トシへシまシりテ曰ク、我ワガが荒アラれル魂タマをシば皇居ミヤノ

に近チカづくベかラず。オミニミラのウラハのオト去サるニ御心ミココロ廣田國ヒロタノクニに居イりシ

おハし。即ツち山背ヤマセ姫ヒメ子コのメ女メ孫ムス山ヤマ媛ヒメを以て

イハ祭マツルはしむ

(日本書紀…官幣下祀廣田神社
の起元ニあり、興重院の事ナれる也
此の荒れ魂ナリ)

内閣

此れから外宮と云ふの御鎮座に就きまへば、古事記の天孫
 降臨の條に、止由宇氣神トヨウウケノカミは外宮の度相に坐す神なりと
 書り居ります。此れが何天皇の御代であることと云ふは、申し
 居りません。延暦三十二年に奉りまつた外宮の儀式帳に依り
 ますと、雄略天皇の御代に、御鎮座にまつたと書り居ります
 けれども、年次日明記ニヒトアキラカシに依りません。然るに前に申しまし
 た如く、是に依りますと、雄略天皇の三十二年と明記して居るの
 ありませぬ。併し三十二年とあることは、どうも正史の方には出
 居りませぬ。元來神宮の御鎮座は、内宮様の方も、外宮様の方も、共に御神
 慮に依つたものです。即ち天照大神様の御神慮であります
 外宮様、即ち豊後大神宮の御祭神豊後大神は、五穀
 衣服の神、御食神ミケノカミであらせられます。天照大神様の御
 神慮に、自分の生命の神、即ち御食神と別の所に

内閣

居るニとは寂し、どうの同じ所にぬたいものであると
ありまして、これらが丹波の國に御祀りしてあると
豊後大神を、伊勢に御祀り申上げたとすふ
ニとは儀式帳に見えりまして、これが外宮様の
御鎮座の原由になつて居るのであります。
(大西源一講述 三重縣郷土史の三五頁)

内

閣

外宮鎮座、神勅

内宮鎮座の後四百八十年を經て大和推命に

告げ、丹波の國樂佐の真井の原に坐す豊受

の神を迎へ奉り。此の年人皇弟三ノ代雄略

天皇即位二十一年に當り。天皇も御夢の告あ

り、仍明年秋七月勅使を差して迎へ奉り。同

九月に度會郡山田の原の新宮に鎮りま

(二十二社本縁《伊勢事》)

内

閣

外宮先祭、神勅

其の後皇太神宮重ねて御託宣あり、我子

祭り仕奉る時、先曲豆受神宮を祭り奉る

べきなり。然る後我が宮の祭事をも勤化

すべきなり。(太神宮諸雜記)

内

閣

機密

供覽



内閣書記官

儀機密第四七二號

昭和十五年六月二十五日

外務大臣 有田 八



内閣總理大臣 米 内 光 政 殿

滿洲國建國神廟創建ニ關スル件

本件ニ關シ今般別紙寫ノ通在滿梅津大使ヨリ電報有之候條委細右ニテ御了知ノ上可然御取計相成度此段申進候也

外甲 五四

外務省

寫

新京 六月二十一日後發
本省 二十一日夜着

有田外務大臣

梅津大使

滿洲國皇帝陛下ニ於カセラレテハ豫テヨリ滿洲國建國神廟ヲ創建セ
ラレ其ノ御祭神ニハ滿洲建國ノ本義ニ基キ天照大神ヲ建國ノ元神ト
崇メ奉祀セラレ又其ノ攝廟ニハ建國ノ聖業ニ殉シタル者ノ英靈ヲ祀
ルノ御内意アリタル處今般御訪問ヲ機トシ右御宿願ヲ實現セララル
コトトナリタル趣ヲ以テ張國務總理大臣ヨリ本使ニ對シ右思召ヲ通
報越スト共ニ滿洲國政府ニ於テハ右準備ニ付萬遺漏無キヲ期シ居ル
モ事極メテ重大ナルニ鑑ミ諸般ノ配慮ヲ得タキ旨依頼越シタリ委細
郵報スヘキモ不取敢電報ス

外務省

供覽

機密

△

儀機密合第三一六一號

昭和十五年七月十日

外務大臣 有田 八郎



内閣總理大臣 米 内 光 政 殿

滿洲國建國神廟創建ニ關スル件

本件ニ關シ在滿梅津大使ヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ付右茲ニ
送付申進候也



外務省

外務省

寫

昭和十五年七月三日

在 滿

特命全權大使 梅 津 美治郎

外務大臣 有 田 八 郎 殿

滿洲建國神廟御創建ニ關スル件

本件ニ關シ滿洲國政府ヨリ申越アリタル次第ハ既報ノ通ナルカ七月二日日本使ヨリ張國務總理大臣ニ對シ不取敢別添ノ通先方申越ノ趣ハ本國政府ニ傳達シ置タル旨ノ公文ヲ發送シ置タルニ付御了知相成度此段申進ス

公文機密第九七號

昭和十五年七月二日

滿洲帝國駐劄

大日本帝國特命全權大使 梅津美治郎

滿洲帝國

國務總理大臣 張景惠閣下

以書翰啓上致候陳者六月二十一日附外交祕第一八七號貴翰ヲ以テ
貴國 皇帝陛下ニ於カセラレテハ今次御訪日ヲ機トシ建國神廟ヲ
創建セラレ其ノ御祭神ニハ滿洲建國ノ本義ニ鑑ミ 天照大神ヲ建
國ノ元神ト崇メ奉祀セシメ又建國神廟ノ攝廟ニ建國ノ聖業ニ殉シ
タル者ノ靈位ヲ祀ルノ御意ヲ拜セラレタル趣ヲ以テ右思召ヲ御傳

外務省

達越相成ト共ニ籌備上諸般ノ事項ニ關シ配慮ヲ得度旨御申越相成
敬承致候

右御申越ノ次第ハ早速本國政府ニ傳達致置タルニ付御了知相成度
此段申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬 具

供

儀普通合第四二一七號

昭和十五年九月十八日

外務大臣 松岡 洋



内閣總理大臣 公爵近 衛 文 磨 殿

滿洲國建國忠魂廟創建ニ關スル件

本件ニ關シ在滿梅津大使ヨリ別紙寫ノ通電報有之候條此段申進候也

本信送付先 内閣、内務省、陸軍省、宮内省、對滿事務局

外乙五八

外務省

寫

松岡外務大臣

新京 九月十六日後發
本省 十六日後着

梅津大使

滿洲國皇帝陛下ニ於カセラレテハ建國神廟ノ攝廟トシテ今般建國
忠魂廟ヲ御創建遊ハサレ日滿軍警其ノ他建國ノ聖業ニ殉シタル英
靈ヲ奉祀セララルコトト相成リ左記ニ依リ其ノ鎮座祭ヲ執行セラ
ルルコトト相成リタル趣ヲ以テ右帝國政府ニ傳達方張國務總理大
臣ヨリ申越シタリ

九月十八日鎮座ノ儀

夜

九月十九日親拜ノ儀

午前

九月二十日謝神ノ儀

午前